

第6回あま市権利擁護支援センター設立準備委員会議事録（要旨）

日時：令和2年11月9日（月）

午後1時30分から

場所：あま市役所甚目寺庁舎

2階 第1会議室

出席者等：委員8人、市長が必要と認める者1人

事務局4人、関係職員9人

傍聴人0人

1 あいさつ

吉田委員長より。

2 議題

(1) 成年後見制度利用支援事業の見直しについて（資料1）

事務局

前回の委員会の意見を踏まえ、要綱改正のポイントと方向性を整理した。

要綱改正の趣旨について、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づき、成年後見等実施機関となる中核機関及び権利擁護支援センターを令和3年度から社会福祉課に設置する。本人がメリットを感じる成年後見制度の利用が促進できるよう、段階的にあま市成年後見制度利用支援事業実施要綱の助成対象等を見直し、要綱改正する。

令和3年4月までに改正するものとして3点挙げた。1点目は住所地原則に改正する。あま市では本事業を居住地原則としている。他市町村の実施要綱の内容や状況を鑑みると、住所地原則の方が望ましいと考えた。今後、本事業を必要とする要支援者があった場合、住民登録されている自治体と援護を行っている自治体が異なるケースも想定される。このことから、双方の実施要綱を基に整理できるよう、住所地原則とする。2点目は審判請求費用及び後見人等報酬の助成を市長申立てに限定している規定を削除する。3点目は細かい部分の語句を統一する。

また、今後改正の検討を要する事項として2点挙げた。1点目は報酬助成対象の拡大に関する事。より成年後見制度の利用促進につながるよう、まずはK市の規定（要件）を参考とするほか、センター開所以降の実績も鑑みて検討していきたい。2点目は後見監督人への報酬助成の創設に関する事。専門職監督人が親族後見人をサポートする方法もあるとの助言を受け、この

規定の是非を実績などに基づいて検討していきたい。

委員長

要綱改正のポイントと方向性の説明を受け、確認したい点や気づきがあれば、発言をお願いしたい。

委員

住所地原則について、例えば長期入院となり、現在地保護で生活保護になるケースがある。その場合、住所地原則が適用されるのか。

事務局

まず、どの自治体に住所地があるかを把握する。もし、あま市が生活保護の実施責任を負うのであれば、あま市が窓口となる。あま市以外の保護の実施機関が援護している場合は、その自治体と調整する。

委員

住民票をあま市に置けば、即申立てすることはできるか。期間の定めはあるか。

事務局

本人に成年後見の必要性があれば、本人の状態などをよく把握しながら、手続きを進めていくことになる。期間の定めはない。

委員

本人の住所地と意思能力の状態が重要である。居住地ではなく、住所地をみるということは、住民としての権利があり、あま市として助成するということになる。一時的に住所地を移し、意思能力がない状態で申立て、助成したのちに、別の地域に住所地を移すことが発生するかもしれない。要綱上はある時期からいないと助成しないという話ではないということになるか。

事務局

はい。

委員

例えば名古屋市で申立てて、後見人を付けてから転院するケースがある。逆に、あま市で後見人を付けてから、他市町村の施設に移ることもあると考

えられる。

委員

それはあり得る。名古屋市で後見人が付いた後に、住所地をあま市に異動した場合、要件を満たせば、あま市になるか。

事務局

報酬助成に関して、例えば名古屋市で後見人が付いてから、あま市に住所地が異動し、その後、本人が後見人への報酬をまかなえない状態になれば、あま市に報酬助成を申請することになると考える。

委員

その間にまた違うところに住所地を移すことになる場合など、いろいろなケースが出てくると思われる。

事務局

基本的に年1回、後見人が家庭裁判所に報酬付与を申立てる。報酬付与の決定をもって、実際に本人が報酬を支払えないから、報酬を助成してほしいということになるため、その時点の住所地に報酬助成を申請することになると解釈される。このことから、居住地原則よりも、他の自治体で広く取られている住所地原則に合わせた方がわかりやすいと考えた。

委員

いわゆる住所不定者も含まれるか。住所地（住民票）がどこにあるかわからない場合の申立てはどうなるか。

事務局

実際に住所不定として、ある自治体は何らかの援護を実施しているということであれば、援護している自治体が審判申立てをするべきだと考える。

委員

住所と居所は明確に別となる。明確に住所があま市なら、あま市が対象となる。住所が別の自治体にあるが、居住実態は確かに判断できたケースをどうするかという場合に、住所地で明確にみていくという考え方で整理する改正だと理解した。それぞれの自治体によって要件が違い、より有利なところに行くということもあり得る。そこが今の議論の中でどう取り扱っ

ていくか、望ましいことなのかということだと思われる。

委員

例えば、本人の住所が稲沢市にあると思っていたら、実際はなかったことがある。その場合、施設所在地を住所地にするべきか。

事務局

利用支援事業に限らず、基本的に住所（住民票）と居所は原則一致というものである。生活保護のように、住所地によらず、実際の居住実態がどこにあるかで援護するという制度も歴然としてある。あくまでも、住民票に基づく制度とすれば、居所と住所は一致であることとなるが、ケースバイケースであると思っている。

委員

改正のポイント(2)について、現時点でどのくらいの時期に検討するか。

事務局

少なくとも開所する令和3年7月から翌年3月までの実績は踏まえていきたい。実績のみならず、国などの動向も見ていきたい。

委員

後見監督人への報酬助成を実施している自治体はあるか。

事務局

資料1の表のA市やB市、C市など、後見監督人の報酬助成を規定している自治体はいくつかある。

委員長

事務局は協議内容を踏まえ、要綱改正に取り組まれない。

(2) 協議会への移行について（資料2）

事務局

来年度から権利擁護支援センターを稼働させていくに当たり、本委員会を協議会に移行したい。

協議会とは、法律・福祉の専門職団体や司法、福祉、医療、地域、金融等の関係機関が連携体制を強化するための合議体である。ポイントは司法も含

めた関係者との連携であり、「顔の見える関係」を構築すること。

これらを踏まえ、協議会で行う内容は、①センターの運営や相談支援体制の見直しに関すること、②市成年後見制度利用促進基本計画の進捗管理に関すること、③法人後見の実施や市民後見人の養成に関すること、④成年後見制度利用支援事業の見直し等に関すること、⑤その他権利擁護に関することを考えている。

本委員会に就任いただいている委員には、引き続き協議会の委員としてお願いしたい。名古屋家庭裁判所においても、今後もお願いしたい。

開催頻度は年2回で、初回はセンターを開所する前月の令和3年6月を検討している。第1回協議会では、次の議題で示す相談支援体制に関して、成年後見制度の利用促進に係るフローチャートの最終案を示したい。

委員長

協議会で行う具体的な内容は資料5に記載されているものでよいか。

事務局

はい。

委員長

今の説明で不明な点や確認事項はないか。

各委員、承諾ということでよろしいか。

各委員

(承諾)

(3) センター設置に向けた今後の取り組みや課題について(資料3から6)

事務局

第2回委員会にて、どのような相談体制で支援を展開していくかと質問を受けた。ケースの支援方針等を決めていくに当たり、中核機関やセンターはどのような流れで業務を進めていくか整理する必要があると考え、中核機関先進地の取り組みを学ぶため、10月7日に岐阜県関市を視察した。

関市では、中核機関に求められる機能の全体的な流れや市長申立ての経常的な事務の流れなどをフローチャートで整理されていた。これは担当職員のみならず、関係課職員、社会福祉協議会職員も見てわかる資料であり、事務局の考えと最も近い内容だった。視察時に教示された内容を参考に、あま市における相談支援体制を見える化した。

これまでの委員会で提示した資料3から資料5を集約し、流れをまとめたものが資料6である。資料5は以前に示したものから加筆修正した。

まず、資料5について、権利擁護支援センターは社会福祉課の生活困窮者自立支援窓口と一体的に設置する。センターと社会福祉協議会の中核機関の機能を分担して持ちながら、連携・協働する体制を取る。実際にセンターへ相談や情報が集約されたものをセンターのみで支援方針を決定するのではなく、ケース検討会議を月1回開催し、専門的に判断していきたい。構成メンバーは弁護士、司法書士、社会福祉士、医療福祉相談員、日常生活自立支援事業担当者、権利擁護センター始め市の関係職員を想定している。この会議では、市長申立てを含む支援方針の決定、継続的に成年後見支援を要するケースの報告・検討、専門的判断（モニタリング）、法人後見の適否を含む受任調整、成年後見制度以外の支援策の検討を考えている。

ケース検討会議で本人の状況により、市長申立てが必要だと判断されたケースは、審判申立審査会を開き、市長申立ての決定を行う。審査会は市役所内部に設置し、福祉部長、社会福祉課長・主幹、高齢福祉課長・主幹、権利擁護支援センター職員始め、関係職員で構成する。

協議会は実際の個別ケースを扱うのではなく、広く成年後見支援体制について、センターの運営や相談支援体制の見直しに関する事など、助言・提言をいただきたい。

続いて、資料6の見方について、縦軸は広報・啓発機能や相談機能から始まり、利用促進機能、後見人支援機能まで続く支援の流れを示す。これは資料3の各場面の流れを踏まえている。横軸は資料4の求められる具体的な役割を再掲し、その右には中核機関として、あま市と社会福祉協議会を並べている。さらに右には、地域の相談支援機関等を位置づけている。

支援を展開するに当たり、対象者を発見して相談につながるよう、最初は広報・啓発を実施する。例えばパンフレットの作成、講演会や研修会の開催は権利擁護支援センターや社会福祉協議会が主体となり、企画・主催する。高齢福祉課や障害福祉係は事業に対して参加・協力する形で進めていく。講演会や各種研修会は地域の相談支援機関等に参加してもらえよう周知し、権利擁護支援センターを広める。

センターの認知が広まると、本人や家族、支援者、民生委員、新聞店などから情報が寄せられ、相談につながる。いくつかある相談の入り口として、高齢者の場合、介護保険サービス利用者からケアマネジャーや地域包括支援センター、サービス提供事業所などを通じてつながる。同様に障がい者の場合、相談支援専門員やサービス提供事業者を通じてつながる。また、日頃の見守りからのつながりとして、本人、家族、民生委員などから情報が寄せら

れ、相談につながることも考えられる。虐待があった際には、高齢福祉課や障害福祉係に通報が入り、収入や財産については権利擁護支援センターと一緒に動くという形で、相談の入り口となるケースも想定している。その他、日常生活自立支援事業からの移行というケースもある。

この相談機能では、さまざまな入り口から権利擁護支援センターに情報が集約され、明確な相談窓口として機能し、司令塔機能、事務局機能を発揮する。また、本人の意思決定支援を踏まえ、権利擁護支援のアセスメントをしていくという流れである。支援方針はセンターのみで判断するのではなく、ケース検討会議で支援方針の決定や専門的判断などを行う。市長申立てが必要な案件は審判申立審査会にて、その適否を決める流れを想定している。

次に、利用支援機能に移る。本人や親族申立ての支援又は市長申立てする中で、名古屋家庭裁判所の後見センターと本人像を共有しながら、申立てを進めていく。この場面でのケース検討会議は法人後見の適否を含む、受任調整（候補者マッチング）を行いたい。

センター開設時には、機能としてない状態ではあるが、支援は法人後見や市民後見人の養成へと続く。中核機関として両方が実施できるよう、社会福祉協議会職員を中心にセンター職員と検討するとともに、協議会においても、そのあり方や方向性などを協議したい。市民後見人の養成については、あま市単独で実施するよりも、広域で実施する方が望ましいので、海部圏域内の自治体と共同実施することも含めて考えていく。

最後に、後見人支援機能について、名古屋家庭裁判所に審判申立てした後、後見人等が選任されたら、本人を支えるチームを再編成し、相談・連携体制を整えていく。チーム支援は中核機関として求められる役割であるため、本人や後見人等の相談窓口を明確にして、司令塔としてバックアップしていく。後見人が選任されたら相談が終結するわけではなく、本人が地域で安心して生活を送ることができるようにするため、ケース検討会議において、モニタリングやバックアップを検討する。専門的判断として、後見人等の交代や類型の変更などについても、協議したい。

ここまで、現時点で想定される役割と支援の流れの大枠を示した。今後、令和3年5月頃に予定している実習を経て、フローチャートの精度を上げ、第1回協議会において最終案を示したい。

委員長

このフローチャートがあると、担当職員だけではなく、他の職員とも共有でき、職員の異動があったとしても、次の職員に引き継ぐこともできる。

成年後見支援の体制や流れについて、不明な点や意見、提案、付け加える

べき事項があれば、意見を聞きたい。

委員

ケース検討会議と審判申立審査会は、我々のところだと運営適正委員会に当たると思われる。運営適正委員会では、法人受任を含めた受任調整を行政と一緒に検討しようという形になる。2か月に1回を想定しており、毎月は大変ではないか。ケース検討会議と審判申立審査会を分けた理由はあるか。

事務局

ケース検討会議は専門的判断や支援方針を決める場であり、市長申立ての適否の判断は市の責任になる。審判申立審査会はケース検討会議で検討された内容を踏まえ、市が判断していくという位置づけで分けている。

また、ケース検討会議について、こちらも各委員に協力を願いたい。月1回の頻度は負担になると考え、事務局は司法関係者と福祉関係者の2グループに分け、3人ずつを輪番制にして負担を減らすことを考えた。

委員

できれば、日頃業務に携わっている地域の専門職にお願いできたらありがたい。年2回の協議会は出席できるが、輪番制でもこの頻度は難しい。

委員

私は頻度ではなく、困っている人があれば、やるしかないと思っている。後見業務は後見人の資質や考えに左右される。3人ずつということだが、3人とも考え方が違う。例えば葬儀については、慣例と個人の考えになって、被後見人の人生を左右してしまうため、輪番は避けたい。同じ案件にしても考えが偏らないよう、負担が大きくなり、何らかの形でほかの司法関係者の意見も聞きたい。

委員長

司法や福祉と別れたとしても、どちらも複数がその場にいた方がいいか。

委員

なるべく多くの専門職の意見を聞きたい。

委員

ケース検討会議には全件上げるのか。当初は頻度が多く、同じ案件は同様

の形でやるという前提なのか、あるいは抽出してやるのかによって、変わってくると思われる。協議会もあるし、具体的な事例も見なければならぬというところもあるが、どのような想定でいるかを聞くと、わかりやすいのではないかと。月1回開催することが目的にならないよう、設立当初だから頻度を多くするとか、徐々に頻度を減らすとか、工夫はできると思う。

委員

審判申立審査会でケース検討会議の結論が不相当と判断がされ、差し戻しとなって再検討するなど、1件に対して何回か会議が行われていく可能性はあるか。頻度にも連動してくるため、そのあたりはどうか。

事務局

どれほどの相談件数があるか不明であることから、まずは月1回でスタートさせようと考えた。実績を積む中で、支援の定型が生まれてくると思われるため、そういったケースはフローチャートに入れ込むか、別葉にするかは別途検討する。定型とはいかないケースや日常生活自立支援事業からの移行を考える際に、専門的な判断が必要になるため、そのような案件を会議に上げていきたい。

委員

そうすると、必ず月1回やらなければならないというより、現状は原則月1回の輪番制という形を考えたということだろう。

事務局

センターで取り扱う案件にもよるため、どの程度がふさわしいか見えづらいところではある。ある程度の件数をこなしていくとなると、個別に相談するだけでは足りないかもしれないと思い、原則という意味を込め、月1回として、できる限り委員の負担を増やさないためにも、輪番でできないかと考えたところである。

審判申立審査会は市長申立てとするかどうかを検討する。市長申立てとせず、本人又は親族申立てとなった案件を再度ケース検討会議で検討することは予定していない。あくまで、市長申立ての最終判断とし、ケース検討会議で成年後見制度の活用の方角性をいただいたものを覆すことは想定していない。

委員

ケース検討会議は受任調整を含めるとなると、輪番制ではなく、メンバーを固定した方が良いのではないかと。固定すると一定の質も担保できる。

事務局

ケース検討会議のあり方は今一度、事務局で練り、より良い方法を見つけていきたい。

委員

後見人支援機能において、モニタリングやバックアップの検討、専門的判断がある。受任調整して後見人が付いたとする。その後、被後見人の状況によって、再アセスメントする事案と必要とされない事案が分かれてくると思われる。この点もケース検討会議をどのように開催することが適切かを検討するに当たり、考慮してはどうか。常に追っていかなければならないわけではないと思われる。

一番のポイントは、協議会においてセンター運営を検討する中で、具体的にどういう相談が来て、どういう案件が多いのか、実態を知らないと、協議会に見合った意見が言えないと思っている。そういう点でも、頻度の問題と本来担わなければならない機能を上手に調整し、考えてはどうか。せっかくこのメンバーでやってきているため、柔軟に対処できるのではないかと。

事務局

センターの設立と開所に向け、協議内容を持ち帰ってよく検討する。職員で構成する検討会においても内容を深め、第1回協議会までには方向性を示せるよう進める。

委員の所属団体では、運営適正委員会において、ケース検討やこのイメージ図という審判申立審査会の方向性を出す部分で2か月に1回の開催か。

委員

2か月に1回で、弁護士、司法書士、社会福祉士、社会保険労務士と行政書士を両方所持している専門職に依頼する。メンバーは固定して適正委員会を開くという構想である。事例検討会は別でひと月に1回開催しており、さまざまな職種を集め、弁護士にも来てもらっている。

受任調整を含めた話は、しっかり専門的に行わないといけないと思う。そこで市町村長申立てが適切か、法人受任するケースか、さまざまな検討をしていく。利用支援事業のことも含め、運営適正委員会で揉んでもらおうとい

うところである。

事務局

明らかに成年後見制度の活用が必要であるとか、日常生活自立支援事業が適切だとかという内容を運営適正委員会で諮るわけではないということか。

委員

はい。

事務局

そういった場合はセンターで方向性を決め、ケース報告というような形で、運営適正委員会にかけられるというイメージか。

委員

運営適正委員会ではケースの途中でも、流れやモニタリングを含め、現状報告していこうということ。別途設けるわけではない。

事務局

ケース検討会議については、案件に対する検討とその後の報告をワンセットにしてやっていこうと考えている。原則月1回程度の案件が必要になるのではないかとこのところで提示した。本委員会での協議内容を踏まえ、運営の方法、構成メンバーなど、可能な限り各委員の意見に沿った形で、再度提示できるように調整したい。

委員長

事務局は意見を参考に、ケース検討会議のあり方を再検討されたい。

(4) その他

なし

3 その他（資料7）

事務連絡のみ